

2013年 7月25日

広島大学理事（財務・総務担当）
平野 仁司 様

広島大学教職員組合
執行委員長 西田 恵哉



労働基準監督署の「是正指導」による時間外労働遡及調査等に関する要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、標記について下記を要求します。

つきましては、2013年8月9日（金）までに文書で回答をお願いします。

記

1. 時間外労働遡及調査に関する要求

【要求内容】

附属学校園教員への時間外労働遡及調査、及び、過去2年間の時間外労働に係る請求において、それらの遡及調査及び請求に係る書式（項目等）については、附属小学校で試行されている時間外労働遡及調査の内容・項目よりはるかに簡略化した内容・項目で実施することを要求します。

具体的には、常勤職員及び契約職員の時間外労働について使用されている「勤務状況記録簿」と同程度の内容を求めます。

【説明】

この度の労働基準監督署の「是正指導」による附属学校園教員の時間外労働遡及調査については、附属小学校教員を対象に試行が行なわれています。

この附属小学校教員の試行結果を受け、必要な修正等を行なって、他の附属学校園教員の時間外労働遡及調査、及び、附属小学校教員も含めた全附属学校園教員の「過去2年間の時間外労働に係る請求」の案内が実施されるものと考えています。

この度、貴職よりいただきました当該附属小学校教員の時間外労働遡及調査用紙等につきまして、当組合附属支部も含めて検討した結果、その内容の細かさ・複雑さ・煩雑さの問題が共通の指摘となっています。

たとえば、「業務1」～「業務4以降」というように「業務内容」と「開始時刻・終了時刻」を区分していますが、実際の業務遂行においては「ここからここまでがこの業務で、その次がこの業務で、その次は……」といったように形式的に区分できることはほとんど無く、ほとんどの場合にそれらの業務が混在し、また、並行しています。

また、仮に、この度の時間外労働遡及調査の結果を分析し、問題・課題の整理を考えられているところから当該遡及調査内容・項目の細かさ・複雑さ等があるのであれば、当該時間外労働の分析には1年半前に実施した「附属学校園教員の労働実態調査」結果を活用することが可能と考えます。

いずれにしましても、試行の調査内容・項目では時間外労働遡及調査が附属学校園教員へ

大きな負荷を与えることとなり、まして、「過去2年間の時間外労働に係る請求」も同じ内容・項目で実施する場合はその記入困難さを強いるものになります。

2. 以下について質問しますので、ご回答下さい。

- (1) 附属小学校において試行されている時間外労働遡及調査において、その対象から「除外する業務」とされている特殊勤務手当等が出されている部活動指導業務（休日に行うもの）等において、当該業務遂行中に教員が災害に遭った場合の労災の扱いはどうなりますか？

- (2) 上記の業務遂行において、その業務の対象である児童・生徒に事故が発生した場合の教員の責任問題はどのようになりますか？

以 上